

株式会社みずほフィナンシャルグループ

第24回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)のご案内

(注)本資料は、発行登録追補書類に記載された内容を基に、商品概要を整理したものです。お取引に当たっては、最新の条件、価格および契約締結前交付書面等を必ずご確認ください。

有価証券の種類及び名称	株式会社みずほフィナンシャルグループ第24回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)
発行体	株式会社みずほフィナンシャルグループ 本店所在地:東京都千代田区大手町一丁目5番5号
発行額	70,000,000,000円(700億円)
各社債の金額	1億円
発行価格	各社債の金額100円につき金100円
利率及び利払金の決定方法 ※利率は全て年率換算、税引前の発行通貨ベースでの値を表示しています。	①2025年7月25日の翌日から2035年12月15日まで 固定利率:年2.846% ②2035年12月15日の翌日以降 各利率改定日に改定される変動利率。各改定後利率適用期間について、利率基準日における5年国債金利に1.250%(年率)を加算した利率(ただし、0%を下回る場合は0%)とされます。 (注)利率改定日は2035年12月15日およびその5年後ごとの応当日です。
利払日	年2回(毎年6月15日および12月15日) ※利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に繰り上げられます。
任意利払停止/利払可能額制限	発行者は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であると完全な裁量により判断する場合、各支払期日において利息の全部または一部を支払わないことができます。また、利息支払額は利払可能額を限度とし、利払可能額を超える部分は支払われません。支払われなかった利息は繰り延べられず、当該支払義務は将来に向かって消滅します。
償還期限	定めなし(永久社債)。ただし、所定の任意償還、税務事由・資本事由による償還、清算事由発生時の償還に関する定めがあります。
任意償還(コール)	いずれかの利率改定日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けただうえで、残存する本社債の全部(一部不可)を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円で償還することができます。 初回の利率改定日は2035年12月15日です。
税務事由および資本事由による期限前償還	払込期日以降、税務事由または資本事由が発生し、かつ継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けただうえで、残存する本社債の全部(一部不可)を、償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円で償還することができます。ただし、債務免除特約により元金の一部支払義務が免除されている場合には、免除後元金額を基準として償還されます。 税務事由:日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、合理的措置によっても回避できない場合。 資本事由:本社債の全額または一部が、自己資本比率規制上、その他Tier1資本に係る基礎項目として扱われたいおそれがあると発行者が判断した場合。
債務免除特約	発行者について、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた場合、発行者は本社債に基づく元利金の全部または一部の支払義務を免除されます。 損失吸収事由:発行者が報告または公表した連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合(一定の例外あり)。この場合、所要損失吸収額に相当する元金およびこれに応じた利息の支払義務が免除されます。 実質破綻事由:内閣総理大臣が預金保険法に基づく特定二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合。 倒産手続開始事由:破産、更生、再生、特別清算等の手続開始決定等がなされた場合。
元金回復特約	損失吸収事由により元金の一部の支払義務が免除されている場合、元金回復事由が生じたときは、金融庁その他の監督当局の確認等を経て、元金回復額に相当する金額について元金の支払義務免除の効力が将来に向かって消滅します。ただし、実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた後は、元金回復事由は生じません。
劣後特約	発行者につき清算事由が発生し、かつ継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、当該清算手続において、株主に残余財産を分配する前までに弁済等を受けるべきすべての優先債権が全額弁済等を受けたことを条件として発生します。 このため、本社債の弁済順位は、一般債権およびTier2資本に係る劣後債務等を含む優先債権に劣後します。
担保又は保証に関する事項	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていません。
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
発行登録追補書類を閲覧するホームページ	EDINET提出書類 JP388578BR72.pdf(添付ファイル) 発行登録追補書類番号:6-関東1-5 提出日:2025年7月18日

本社債の投資に関する主なリスクについて

※ 価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、市場金利の変動、発行者の経営状況・財務状況、本社債に付与された格付の状況等により変動する可能性があります。償還前に売却する場合、投資元本を割り込む可能性があります。

※ 信用リスク

本社債には発行者の信用状況の変化によるリスクがあります。経営状況または財務状況の悪化、格下げ等により、利払い、償還、価格および流動性に悪影響が生じる可能性があります。

※ 流動性リスク

本社債の発行時に活発な流通市場は形成されておらず、また、将来形成される保証もありません。希望する時期または条件で売却できない可能性があります。

※ 元利金免除に関するリスク

損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた場合、発行者は本社債に基づく元利金の全部または一部の支払義務を免除されます。免除の対価として発行者の株式その他の有価証券は交付されません。

※ 利払停止に関するリスク

発行者の完全な裁量による任意利払停止または利払可能額制限により、本社債の利息の全部または一部が支払われない場合があります。支払われなかった利息は累積せず、その後支払われることはありません。

※ 償還に関するリスク

本社債は永久社債であり償還期限の定めはありません。発行者の任意償還には金融庁長官の確認等が必要であり、社債権者が償還を求める権利はありません。また、任意償還が行われた場合、予定した将来の利息収入を得られない可能性があります。

※ 劣後性に関するリスク

清算事由が発生し、かつ継続している場合、本社債の元利金支払請求権は、優先債権が全額弁済等を受けたことを条件として効力が発生します。このため、投資元本の全部または一部について支払を受けられない可能性があります。

※ 規制および規制変更に関するリスク

自己資本比率規制、TLAC 規制、レバレッジ比率規制その他の規制により、配当、償還、利息支払等が制限される可能性があります。将来の規制変更により、本社債の市場価値や元利金支払に悪影響が生じる可能性があります。

※ 税制変更リスク

本社債の償還金、利息に関する税制またはその解釈・適用・取扱いが変更された場合、社債権者の予定していた元利金収入の額が減少することがあります。この場合でも、発行者は追加的支払を行う義務を負いません。

お取引にあたってのご注意事項について

◎本社債を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。

◎既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。

◎本社債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません

Jトラストグローバル証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号

加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人資産運用業協会

【本資料のご利用にあたってのご留意事項】

- (1) 本資料は、発行登録追補書類に記載された内容を基に当該債券に関する情報をお伝えするために作成したものであり、勧誘を意図したり、取引を行うよう助言するものではありません。
- (2) 本資料は、当該債券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該債券への投資にはリスクがあり、投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定にあたっては、発行登録追補書類、契約締結前交付書面等をよくご確認のうえ、ご自身の責任で判断をお願いします。